

教育機関等への講師派遣に関する基本方針

平成21年7月20日理事会決定

1 派遣母体について

- (1) 教育機関等から講師の派遣依頼があった場合には、岩手県ダンススポーツ連盟(以下「JDSF岩手」)として講師を派遣するものとする。
- (2) 事務の取り扱いとしては、JDSF岩手が講師を推薦し、依頼機関が推薦者本人に委嘱するものとする。

2 推薦講師の人選について

- (1) 推薦講師の人選にあたってはあらかじめ日程等について事前調整を行うものとする。
- (2) 推薦講師の人選は、普及本部指導員部の発議により理事会で決定するものとする。

3 諸経費について

- (1) 派遣する講師の交通費は、依頼機関の規程に基づく金額又は実費額を依頼機関が講師本人に直接支給するものとする。この場合において、依頼機関で支給する金額が実費を下回る場合にはJDSF岩手が不足額を支給するものとする。
- (2) 派遣する講師の謝金は、依頼機関の定める金額とする。ただし、謝金と日当の合計額が1名につき5000円に満たない場合にはJDSF岩手が不足額を支給するものとする。

4 指導カリキュラム等について

- (1) 指導カリキュラム及び運営方針等は、派遣講師と派遣現場の担当者との協議により検討するものとする。
- (2) 今後策定を検討するJDSF標準カリキュラムが完成した場合には当該標準カリキュラムに基づくものとする。

5 その他

この基本方針に定めない事項については、理事会において定めるものとする。